

高知市福寿園高齢者虐待防止のための指針

1 高齢者虐待防止の基本的考え方

高知市福寿園は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）を踏まえ、利用者の尊厳の保持と人格を尊重し、身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、本指針に基づき全ての職員は利用者に対する養護及び自立のための支援を実施します。

2 高齢者虐待の定義

本指針における高齢者虐待（以下、「虐待」という。）とは、65歳以上の高齢者に対して養護者及び高知市福寿園の職員（以下、「職員」という。）等が行う次の行為を言います。

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で高齢者の身体に外傷や痛みを与える、又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 養護の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか結果的であるかを問わず養護の放棄又は放任をし、高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって高齢者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は利用者わいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の合意なしに財産や金銭を使用すること、又は本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止委員会

利用者に対する虐待防止のための対策を検討する高齢者虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会運営責任者及び「高知市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第31条(4)に規定する担当者（以下、「虐待防止担当者」という。）は施設長とします。

(1) 委員会における協議事項

- ア 虐待防止のための指針等の整備
- イ 虐待防止を目的とした職員研修の企画・実施
- ウ 虐待が発生した場合の対策の検討
- エ 発生した虐待の原因分析及び再発防止策の検討
- オ 講じた再発防止策の効果及び評価
- カ その他、高齢者虐待防止に関すること

(2) 構成

施設長、看護師、主任相談員、主任支援員、副主任支援員、栄養士、事務長

(3) 委員会の開催と記録等

- ア 委員会は、4月、7月、10月、1月の各定例会並びに必要なに応じて随時開催します。
- イ 各委員会の記録を虐待防止担当者が作成し、職員に周知するとともに3年間保管します。

4 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）に関する対応

- (1) 虐待等があった場合は、直ちに委員会を開催し客観的な事実確認及び対応を行います。
- (2) 職員は、虐待防止のため次のことに努めます。
 - ア 虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めること。
 - イ 国及び地方公共団体が講ずる虐待の防止のための啓発活動及び虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力すること。
- (3) 職員は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した時は、高齢者虐待防止法第21条第1項から第3項に基づき行動します。
- (4) 虐待等に関して市町村が立入調査を行う場合、職員は必要な調査及び質問に積極的に協力します。
- (5) 高齢者虐待防止法第21条第6項の規定に基づき、職員が虐待を受けたと思われる高齢者を発見し市町村に通報した場合、通報をしたことを理由とした当該職員の解雇その他不利益な取扱いを行いません。
- (6) 職員が虐待を行った場合は、厳正に対処します。

5 虐待等に係る苦情相談

- (1) 虐待を受けた利用者及びその家族からの苦情を受け付けるため、意見箱及び苦情受付担当者を設置します。
- (2) 苦情受付担当者は主任相談員及び事務長とし、苦情の内容を苦情解決責任者である施設長に報告します。
- (3) 苦情相談の内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処し、その結果について相談者に報告します。

6 職員研修

- (1) 高齢者の権利擁護と虐待防止の徹底を目的とする職員研修を年1回以上と職員採用時に実施します。
- (2) 研修を通じて職員の人権意識の高揚、知識や技術の向上を図ります。
- (3) 研修の開催日時、出席者、研修資料を記録した報告書を作成して3年間保管します。

7 指針の公表

本指針は、利用者及び関係者に対していつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

本指針は、令和8年5月1日より施行します。